

令和8年度
雲南市民バス運行管理等業務委託仕様書
(各地域共通)

令和8年1月

雲南市

雲南市民バス運行管理等業務委託 仕様書

1. 目的

交通手段の確保を図り、市民の福祉の向上に資するため、道路運送法第78条の規定により市民バスを運行する。

2. 委託業務の概要

- ①運行路線
別紙一覧のとおり
- ②使用バス台数
別紙一覧のとおり
- ③バス運行ダイヤ表
別紙一覧のとおり
- ④バス運行管理業務等の委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間
- ⑤業務委託料の上限額
 - 大東・加茂地域 69,519,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
 - 木次・三刀屋地域 34,364,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
 - 吉田地域 10,824,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)
 - 広域 24,998,000円 (消費税及び地方消費税を含まない)

3. 業務委託費の見積り

業務委託費の見積りは別紙「仕様書」により行うものとする。ただし、仕様書は運行日数等、令和7年度の運行内容で作成しており、令和8年度の運行委託料はダイヤ改正等の運行内容が決定した後、運行委託予定業者と協議の上、決定する。

4. 委託業務内容

(1) 委託の対象とする事項

- ①市民バスの運行
- ②市民バス使用料の収納業務
 - 使用料を収受し原則として翌月10日までに雲南市に引き渡すこと
- ③運行管理体制の整備による運行管理
- ④整備管理者の配置による車両の保管及び整備
- ⑤雲南市指定様式による運行業務報告
- ⑥その他運行に付随する事項
 - 回数乗車券の販売
 - 事故への対応及び損害賠償への対応
 - 交通計画策定見直しへの協力
 - その他運行に直接必要な業務

(2) 委託の対象外とする事項

- ①運行車両の確保
 - 法定点検整備に係る自動車重量税・自動車検査登録印紙代・自賠責保険料を含む
- ②車両保管場所の確保
- ③車両一般修理費
- ④車両の任意保険

- ⑤運転者の休憩及び待機場所の確保
- ⑥車両運行に係る燃料費（ガソリン・軽油）

5. 業務委託費に含まれる経費について

- ①人件費
 - ◇運転者、日報・月報等作成者、その他安全・正確な運行及び整備点検をするために必要な者の人件費
なお、運行しない時間（「待機時間」という）の人件費単価については、運行する時間単価の50%とする。
- ②法定福利費及び福利厚生費
 - ◇①の人件費に関わる法定福利費及び福利厚生費
- ③法定車両検査費及び法定定期点検整備費
 - ◇3ヶ月点検、車検時の費用（自動車重量税、自動車検査登録印紙代、自賠責保険は雲南市の負担）
- ④油脂費
 - ◇オイル代等
- ⑤消耗品費
 - ◇夏・冬タイヤ、タイヤチェーン、ワイパー等の消耗品

6. 運行体制等について

- ①運行管理者（道路運送法施行規則第51条の17に規定する運行管理の責任者）を1名配置すること
 - ◇業務内容
 - 運行管理者は以下の業務を行うものとする
 - バスを運転する要件を備えない者にバスを運転させないこと
 - バス運転者が死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした場合その他輸送の安全が確保されていないと認められる場合には、当該運転者に対して旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項の適正診断を受けさせること
 - 道路運送法施行規則第51条の18の規定に基づく、安全な運転のための確認等及び乗務記録の記録及び保存
 - 道路運送法施行規則第51条の19の規定に基づくバス運転者台帳の作成及び配置
 - その他バスの安全運行に必要な業務
 - ◇資格要件
 - 以下のいずれかの資格等を有するものとする
 - 道路運送法第23条第1項の運行管理者
 - 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の12に規定する受験資格を有する者
 - 道路交通法施行規則第9条の9第1項に規定する要件を備える者
 - 国土交通大臣が前要件に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者
 - ②整備管理者を1名以上配置すること
 - ◇業務内容
 - 整備管理者は以下の業務を行うものとする
 - バス車両の点検及び整備の適切な実施に関する業務
日常点検、清掃、整備及び修理、法定点検整備、タイヤ等の交換、燃料の補給、消耗品・備品の購入管理など

◇資格要件

以下のいずれかの資格等を有する者を整備管理者として車両の使用の本拠の位置毎に1名選任すること。但し、資格要件を満たす者がいない場合は、整備管理者を委託することも可

- 一級、二級または三級の自動車整備士技能検定に合格した者
- 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検もしくは整備又は整備の管理に関する2年の実務経験を有し、かつ、地方運輸局長が行う研修を修了した者
- 前2要件に掲げる技能と同等の技術として、国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者

③バス運転者は下記の資格等を有する者を乗務させること

◇資格要件

- 大型第二種免許所持者で、その効力が停止されていない者
- 大型第一種免許所持者で、その効力が過去2年以内において停止されていない者で、かつ、国土交通大臣が認定する講習を修了した者

④運行体制等については、運行管理業務の実行に係る基準を定めた運行管理規定等を見積書と同時に提出すること。

7. 使用料収納業務等の事務処理について

- ①毎日、運行路線別に收受した使用料及び使用された回数乗車券の枚数及び金額を集計し日報を作成すること。また日報に基づき市の様式により1カ月分の月報を作成し、翌月の10日までに雲南市に提出すること。
- ②收受した使用料は、毎月の収入を翌月の10日までに指定した口座に入金すること。
- ③回数乗車券については、受払簿を作成し、販売枚数及び残枚数を翌月の10日までに雲南市に報告すること。

8. 安全運転及び事故処理体制について

- ①安全運行には万全を期すとともに、安全運行及び運行業務に関する研修を十分行うこと。
- ②事故等緊急時における連絡体制、事故処理体制及び責任者を明確にしておくこと。
- ③事故が発生した場合には、道路運送法施行規則第51条の21第2項に規定に基づき事故の記録及びその保存を行うこと。

9. 損害賠償について

- ①バスの運行管理業務等委託業務の実施中に、事故により発生した損害については、自賠責保険及び雲南市で掛ける任意保険が適用される場合は、適用するものとする。
- ②①に関して、受託者の責めに帰すべき理由により雲南市及び第3者に損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。賠償については、雲南市と協議の上決定するものとする。

10. 臨時運行について

臨時運行をした場合の委託料は、下記単価を上限とし、受託者と協議の上決定するものとする。

- ① 運行管理日時間外運行

1 時 間 当 り 単 価：1, 650円 (単価×時間外加算×臨時運行加算)

距離 1km 当り単価：36円

② 運 行 管 理 日 外 運 行

1 時 間 当 り 単 価：1, 780円 (単価×管理日外加算×臨時運行加算)

距離 1km 当り単価：36円

1.1. その他

- ①バス車内の忘れ物について対応すること。
- ②運転者は、制服(帽子を含む)を着用すること。制服については、受託会社で用意すること。
- ③バス運転者は雲南市に在住する者を優先して採用すること。
- ④委託期間内でのバス運行時刻の改正を行った場合は、それに従うこと。
- ⑤委託期間内でのバス運行経路及び時刻の変更等に伴う委託契約金額の変更が生じる場合は、その都度双方協議を行う。
- ⑥個人情報及び業務上知り得た情報の取扱いには十分留意すること。
- ⑦市の求めに応じ、バス運行及びバス車両に関する調査、帳簿等の作成に応じること。
- ⑧バスは清掃等を行い、常に清潔な状態で運行すること。